

京都市告示第777号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
伏見西部第五 経3号線	伏見区横大路北ノ口町12番地地先から 同区横大路西海道37番地地先まで	メートル 565.50	メートル 18.00 ~ 19.00
伏見西部第五 経4号線	伏見区横大路西海道15番地地先から 同町51番地地先まで	157.00	8.00 ~ 16.00
伏見西部第五 緯2号線	伏見区横大路北ノ口町11番地、11番地の1 合地地先から 同区横大路八反田8番地の1地先まで	120.00	8.00 ~ 16.00
伏見西部第五 緯3号線	伏見区横大路六反畑25番地先から 同町8番地の2地先まで	202.80	8.20 ~ 16.20
伏見西部第五 緯4号線	伏見区横大路西海道31番地先から 同町5番地の2地先まで	202.30	19.00 ~ 33.10

(建設局土木管理部道路明示課)